

## 別紙1

### I 行政処分の内容・処分理由（命令書の原文のとおり）

#### 1. 処分内容

法第 35 の 3 の 26 第 1 項第 9 号に定める個品信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要なものとして割賦販売法施行規則（昭和 36 年通商産業省令第 95 号。以下「省令」という。）第 101 条に定める体制を整備するため、貴社が提携する金融機関との提携ローンに係る個別信用購入あつせん関係受領契約（以下「個別クレジット契約」という。）において、反社会的勢力との関係遮断に向けた対応を速やかに行わなかったことについて原因究明を行った上で以下の措置を講ずること。

- (1) 個別信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めること  
(省令第 101 条第 1 項第 3 号)

代表取締役等の経営責任者の指揮の下、反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について、実効性のある社内規則等（当該社内規則等について適切な見直しを行うための措置に係る規定を含む。）を定めること。

- (2) 法の規定若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するための措置を講ずること  
(省令第 101 条第 1 項第 4 号)

- ① 上記(1)の社内規則等の策定及び遵守に係る体制を見直し、充実・強化すること。
- ② 上記(1)の社内規則等について、遵守状況を定期的かつ必要に応じて検証すること。
- ③ 反社会的勢力との関係遮断に向けた対応の実効性を確保するため、内部管理態勢及び経営管理態勢を充実・強化すること。
- ④ 反社会的勢力との関係遮断に係る経営姿勢を明確にするとともに、役職員の反社会的勢力との関係遮断に係る意識の醸成・徹底を図るための研修の実施等の措置を講ずること。

- (3) 上記(1)及び(2)の措置は、この改善命令を行った日から 1 月以内に講ずること。

#### 2. 処分の根拠となる法令の条項

法第 35 条の 3 の 31

#### 3. 処分理由

貴社に対して、平成 25 年 10 月 1 日付け及び同年 11 月 8 日付けで行った法第 40 条第 3 項の規定に基づく報告及び物件の提出命令に対する回答の結果、貴社が提携する金融機関との提携ローンに係る個別クレジット契約において、貴社は、当該金融機関が契約の相手方が反社会的勢力であると認識した取引が多数存在していることを把握したにもかかわらず、反社会的勢力との関係遮断に向けた対応を速やかに行っていなかったことが判明し、以下の事実が確認された。これらの事実を「割賦販売法に基づく関東経済産業局長の処分に係る審査基準等について（平成 21 年 12 月 1 日付け平成 21・12・01 関東第 131 号）」第 2(6)に照らしたところ、改善命令を発令することが相当と認められたため。

- (1) 個別信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていなかったこと（省令第 101 条第 1 項第 3 号）

貴社は、反社会的勢力との取引を解消するための対応（以下「事後排除対応」という。）に関する十分な社内規則等を定めていなかった。

- (2) 法の規定若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制を整備していなかったこと（省令第 101 条第 1 項第 4 号）

- ① 貴社のコンプライアンス委員会は、「コンプライアンス委員会運営規程」第 4 条第 2 項において、

「社長の所轄に属する」と定めている。また、平成 25 年 12 月 9 日付け報告書によれば、同委員会は「反社会的勢力に対する基本方針」の策定の審議をはじめとして、「反社会的勢力対応規程」の制定、顧客や加盟店の取組方針の検討等、反社会的勢力排除全般に関して審議を行って」いる。また、「コンプライアンス委員会運営規程」第 8 条第 1 項第 1 号において「当社または当社のグループ会社（以下「当社等」という）のコンプライアンスに関する事項を審議し、社長および取締役会に具申または報告すること。」と定め、平成 25 年 11 月 22 日付け報告書によれば、「経営責任者（各代表取締役）へは、コンプライアンス委員会資料に議事録を添付し回付による報告を行って」いる。また、貴社は、「The Orico Group Code」において、「暴力団をはじめとする反社会的勢力や団体との関係を断固として拒絶」すること、及び「反社会的勢力に対する基本方針」において、「反社会的勢力との関係を一切遮断するため、全役職員が断固たる姿勢で取組むことを定めている。さらに、貴社は、「反社会的勢力対応規程」第 9 条において、「各部室店は、反社会的勢力であることを知らずに取引をしていた場合、相手先が反社会的勢力であると判明した場合、可能な限り速やかに取引を解消できるよう取り組むものとする。」と定めている。

しかしながら、貴社は、平成 23 年 1 月以降、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」という。）から同行が契約の相手方が反社会的勢力と認識した提携ローンに係る個別クレジット契約に関する情報の提供を多数受けていたにもかかわらず、個別クレジット契約における事後排除対応について、第 112 回コンプライアンス委員会（平成 23 年 10 月 27 日開催）において、「完済すれば、取引が自然に解消されるため、完済するまで月次で債権状況を監視する。」、第 123 回コンプライアンス委員会（平成 25 年 3 月 11 日開催）において「個品契約については、取引解消に備えながら、契約終了での自然解消を図る。」と「反社会的勢力対応規程」とは異なる方針を定め、以下のとおり、反社会的勢力との関係遮断に向けた対応を速やかに行わなかった。

(ア) 貴社は、みずほ銀行が、契約の相手方が反社会的勢力と認識した提携ローンに係る個別クレジット契約について、同行から平成 25 年 5 月に多数の代位弁済請求を受けたにもかかわらず、当該契約に対する事後排除対応を速やかに行わなかった。

(イ) 貴社は、平成 23 年 3 月以降、平成 25 年 10 月 16 日付け報告書参考資料 8「契約約款・会員規約」保証委託契約条項第 4 条において、申込者が反社会的勢力に該当した場合、貴社が「申込者に対し、保証債務の残債務全額について事前求償権を行使できます。」と定めている。

しかしながら、貴社は、みずほ銀行が契約の相手方を反社会的勢力と認識した提携ローンに係る個別クレジット契約が多数存在していることを認識していたにもかかわらず、当該条項の発動による事後排除対応又は当該条項の発動に代わる事後排除対応についての十分な検討を行っていなかった。

② 貴社は、「反社会的勢力対応規程」第 8 条において、「各部室店は、所管業務において新規に取引を開始しようとする先が反社会的勢力に該当することが判明した場合、その取引を中止もしくは謝絶するものとする。」と定めている。

また、平成 25 年 10 月 16 日付け報告書によれば、貴社の基幹システムに「反社会的勢力専用の社内コード (59) (以下「要注意情報 (59)」という) を新設し、反社排除の判断業務を判りやすくすると共に、「要注意情報 (59)」に該当する顧客の申込の与信時の照会結果において当該情報に該当した場合の与信判断を、「全面禁止」としている。

しかしながら、平成 25 年 11 月 22 日付け報告書によれば、「審査担当者による審査時の「要注意情報 (59)」の見落とし」により「要注意情報 (59)」に該当した者との個別クレジット契約を締結していたものがあつた。